

65歳以上の公的年金等所得者の方へお知らせ

平成21年10月より納税者の手間を省くため、住民税の年金からの引き落とし（特別徴収制度）が導入されています。

この制度の対象となるのは、「毎年4月1日現在65歳以上の年金受給者で、年金所得に係る住民税の納税義務がある方」です。

ただし、次の方については、対象となりません。

◆介護保険料が年金から引き落としされていない方

◆引き落とされる住民税が老齢基礎年金等の額を超える方

引き落としの対象となる年金とは？ 老齢基礎年金又は昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等を言います。障害年金及び遺族年金などの非課税の年金からは引き落としはされません。

引き落としされる住民税額は？

引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額はこれまでどおり普通徴収で納めていただきます。

年金引き落としの例

◎住民税の年税額が

6万円（年金所得分のみ）の場合

★これまでの納め方

納付書で納める（普通徴収）				
月	6月	8月	10月	12月
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の1/4ずつ納付書で納めていただいていたました。

★平成21年度以降の納め方

年金特徴開始1年目（初年度）

月	納付書で納める（普通徴収）		年金から引き落とし（特別徴収）		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまで

どおり納付書で納めていただき、10月

12月・2月は年税額の1/6ずつを

引き落とします。

年金特徴開始2年目

月	年金から引き落とし（特別徴収）					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			当該年度の年税額の残りの1/3ずつ		

4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を引き落とします。

10月・12月・2月は、確定年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。